

募集要項

1. 雇用関係の有無

あり（第1号会計年度任用職員）

2. 活動概要

一戸町では、近年増加しているクマ・ニホンジカ・イノシシ等による農産物被害や人身被害の防止を目的として、次の活動に取り組む方を「地域おこし協力隊」として募集します。

具体的に次のような活動を想定しています。

- ・有害鳥獣の捕獲・駆除（わなの設置、見回り、止めさし等）
- ・町民からの鳥獣被害防止対策の相談対応・支援
- ・一戸町猟友会活動の支援
- ・被害対策に係る技術研究及び実地検証 など

※狩猟に関する免許等の保有や経験は問いませんが、狩猟免許をお持ちでない場合は着任後に免許を取得し、前述の活動に取り組んでいただきます。

なお、狩猟免許の新規取得に要する経費の支援もあります。

★ 地域おこし協力隊の任期を満了した後、町内で自立される場合は、支援制度がありますのでご相談ください。

3. 募集対象

(1) 3大都市圏（注1）と政令指定都市又は地方都市（全部又は一部が過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住する方で、一戸町地域おこし協力隊員として採用後、一戸町に住民票を異動させることが可能な方（任用を受ける前に既に一戸町に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方等）は含まない。）

（注1）3大都市圏：関東圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、東海圏（岐阜県、愛知県、三重県）、近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）

(2) 心身ともに健康で、地域活動に意欲を持って参加し、地域住民とコミュニケーションを図ることができる方

(3) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

(4) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）の一般的な操作ができる方

(5) 他地域に向けて、ブログやSNS等で情報発信を行うことができる方

(6) 任期満了後も一戸町に定住する意欲のある方

(7) 普通自動車免許を取得している方または取得予定の方

(8) 概ね20歳～65歳（令和6年4月1日現在）の方

4. 募集人数

1名

5. 勤務地

岩手県一戸町内

6. 勤務時間

(1) 原則週5日、1日6時間以内で、週30時間

7. 雇用形態・期間

(1) 第1号会計年度任用職員として採用します。副業は可能ですが必ず事前にご相談ください。

(2) 雇用期間は、採用の日から令和7年3月31日までとしますが、勤務実績により最長3年を経過する日まで延長できます。

赴任の時期は、協議の上、変更することもできます。

8. 給与・賃金等

月給 180,000円（規定に基づき通勤手当、期末手当、勤勉手当を支給）

ただし、扶養義務を負う配偶者がある場合は、月額30,000円を加算します。

9. 待遇・福利厚生

(1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。

(2) 住居は、一戸町と隊員が協議のうえで決定し、家賃は予算の範囲内（50,000円上限）で一戸町が補助します。

(3) 引っ越しに係る経費、入居時の敷金等は隊員の負担となりますが、一部補助として着任後、次に計算される額の合計額をお支払いします。（上限30万円）

① 職員等の旅費に関する条例に基づく移転料（「2級、1級の職務にあるもの」を適用します。）、着後手当及び扶養親族移転料

② 敷金等補助として、家賃2カ月分に相当する額

(4) 有給休暇あり（年間10日とします。ただし、年間の勤務日数に応じ変更となる場合があります。）

10. 申込受付期間

令和6年2月20日（火）～令和6年3月29日（金）

※ 採用数が充足した場合は申込を中止します。

11. 審査方法

書類審査及び面接審査（オンライン面接の場合有り）による。

(1) 第一次選考（書類審査）

提出書類受領後、書類選考の上、可否の結果を文書等で通知します。

① 提出書類（提出された書類は返却しません。）

ア 一戸町地域おこし協力隊員応募用紙

イ 一戸町地域おこし協力隊員応募レポート

※一戸町ホームページよりダウンロードしてください。

② 提出先

〒028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9

一戸町役場 産業部 農林課

Eメール：norin@town.ichinohe.iwate.jp

(2) 第二次選考（面接審査）

第一次選考合格者について面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせします。

(3) 採用合否結果の通知

合否の結果は第二次選考試験後、2週間以内を目処に文書で通知します。

※選考内容についてはお答えできません。

12. その他

(1) 日常生活で自家用車が必要となりますので、自家用車の持込みをお勧めします。

(2) 地域おこし協力隊として不適切と判断した場合は、任期中でもその職を解く場合があります。

(3) 任期満了後、起業等自立される場合の各種支援制度がありますのでご相談ください。

13. 問合せ先

一戸町役場 産業部 農林課

TEL：0195-33-2111（内線256）

FAX：0195-33-3770

Eメール：norin@town.ichinohe.iwate.jp